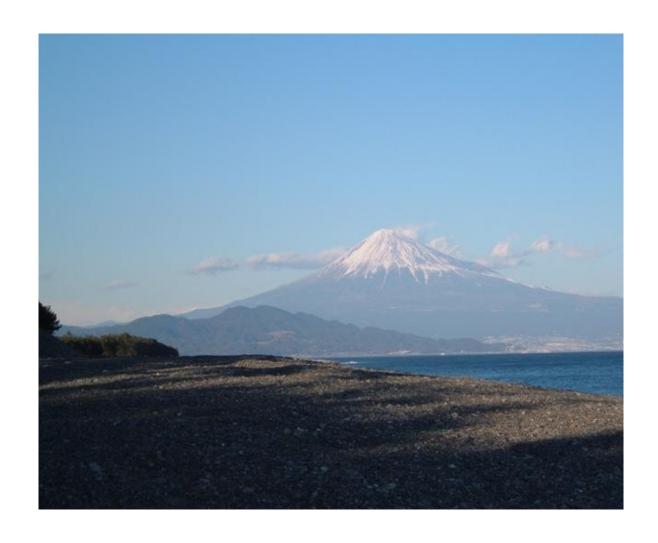
名勝三保松原保存管理計画



平成 23 年 3 月

静岡市

はじめに

国指定名勝「三保松原」は、万葉の昔から白砂青松と霊峰富士の 眺望の素晴らしさで全国にその名を知られています。

これまでにどれほどの日本人がこの景色に感動し、魂に刻んできたかは現代に伝わる数多くの詩歌、絵画が如実に証明しています。

何百年にもわたり愛され続けてきた所以、それはそれが本物であるからとしか表現できません。人間が理屈抜きに本当に素晴らしいもの、美しいものを欲する以上、この地は人間を惹きつけて止まない魅力に溢れています。古今東西、老若男女を問うことなく、万民にとって一度は訪れたい、憧れの地、羨望の地となりうる吸引力を持っているのです。

大正11年に名勝指定されて以来、第二次世界大戦、高度経済成長など時代の変遷に伴い、松原やその周辺地域も大きな変化を遂げてきました。

近年では、マツノザイセンチュウなどの被害で多くのマツが伐採 を余儀なくされ、また、生活様式の変化も相俟って松原を取り巻く 環境は大変厳しい状況になっています。

こうした状況の中、「三保松原」の有する風致景観の価値が見直されてきており、静岡市は、「三保松原」の名勝としての文化的価値を改めて認識し、次世代に適切に継承していくために、保存管理計画を改定することといたしました。

本保存管理計画には、「三保松原が永遠に愛され続けますように」との想いが込められています。

この想いに共感する人々の輪が広がり、その人々の第一歩が想い を形に変えていく原動力になるものと信じます。

最後に本計画の策定にご協力いただきました保存管理計画策定委員、ご助言をいただきました地元の皆様、文化庁、静岡県世界遺産推進課、同教育委員会文化財保護課の方々等、関係の皆様に心から感謝申し上げます。

平成23年3月 静岡市文化財課

例 言

- 1 本書は、昭和52年に策定した『名勝三保松原保存管理計画書』を 平成元年3月に改定したものに再度改定を加え、策定したものである。
- 2 本書は、静岡市文化財課が、都市計画・風致景観・歴史・植物等の各専門家(※)による策定委員会にて協議を重ね、文化庁、静岡県、同教育委員会等の指導、助言を得て作成したものである。
- 3 本書では、用語を次のように整理して使用した。
 - (1) 構築物

構築物は次の(2)(3)を併せたものをいう。

(2) 建築物

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの (例)店舗・公衆便所

(3) 工作物

地上、地中に手を加えて製作したもののうち、建築物を除くもの

- 案内板
- (例)制札·文化財等説明板
- ② 危険防止のための工作物
- (例) 転落防止柵・手すり等
- ③ 石碑·記念碑
- ④ 橋
- ⑤ その他

(例) ベンチ・外灯・電柱・電線

※ 名勝三保松原保存管理計画策定委員(五十音順)

天野光一 日本大学理工学部教授 風致景観

川口宗敏(委員長)静岡文化芸術大学大学院教授 都市計画

湯浅保雄 静岡植物研究会会長 植物

湯之上隆 静岡大学人文学部教授 歴史

名勝三保松原保存管理計画 目次

	/ W/ (C	- •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
例	Ī	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
目	涉	₹•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第1	章	保	存	管理	計	画	改	定	0)	目	的	ز ح	経;	緯																
	第1	節	1	保存	子管	理	計	画	改	定	の	目	的			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	第2	節	1	保存	子管	理	計	画	改	定	の;	経;	緯	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
	第3	節	1	保存	字管	理	計	画	改	定	に	係	る	沿	革	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4
第2	章	名	勝	三伊	R松	:原	の	概	要																					
	第1	節	-	三化	R 松	:原	(T)	名	勝	指	定	لح.	そ	0	基	準	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	第2	節	2	名服	券指	定	地	域	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	第3	節	-	指是	三地	Iの	現	況	と	問	題.	点	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
第3	章	名	勝	三伊	R 松	:原	の	本	質	的	価	値	に・	つ	٧١	て														
	第1	節	-	本質	重的	価	値	に	つ	<i>\</i> \	7	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
	第 2	節	7	本質	的	価	値	を	構	成	す	る!	要:	素	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	0
	姓 9	佐	_	J-F	テムム	/TIT	壮	7.	性	-12 ,	-	フ	तार्त ३	#	1	HH.	' #	-	7	तान	≠:	_		_				•	1	2
	第3]	/	本質	自力	11四/	胆	X'	门	口义,	9 .	ට :	安;	系	کے)	里	9	0	安	糸	•	•	٠	•				1	_
	第 4			平貨 三俣																										
第4		. 節	-	三伊		原																								
	第 4	節保	· 存	三伊	学理	·原 !	を	形	成	す	る	自																	1	
	第 4 章	節保節	· 存	三伊と省	松野理管	原! 理	を	形	成本	す方式	る針	自?	然																1	69
	第 4 章 第 1	節保節節	存 作 年	三伊と智	松野で	原!理応	を	形が基準を対	成本地	すった。	計区を	自然・分	然.	•	歴.	史 ·	•	· 社	会 •	的 •	要•	素 • •							1	6 9 1
	第 4 章 第 1 第 2	節保節節節	存作	三のとなる。	松	原理吃保	をのじて	形を基となる	成立本が出ている。	す 対 域 基	計画が	自然・分く	然・ 現場	•	歴.	史 ·	•	· 社	会 •	的 •	要•	素 • •							1 1 2	6912
	第 章 第 第 第 3	節保節節節節	存作为	三と呆寺女	松	原理応保更	をのじ獲等	形基を出たという	成本地で表する。	す 方	る針文が表	自・分く準	然 • 現 •	•	歴.	史 ·	•	· 社	会 •	的 •	要•	素 • •							1 1 2 2	9 1 2 5
	第 章 第 第 第 第 3	節保節節節節	存作的形式	一一と保寺文見旨	松	原!理応保更に	をのじ獲等関	形基な出のわる	成本地で取る	すが対しまる。	お区づ基法	自・分く集合	然 ・ 現 ・ ・	·	歴 ・ ・ 変 ・ ・	史・・更・・	•	· 社	会 •	的 •	要•	素 • •							1 1 2 2 2	9 1 2 5
	第 章 第 第 第 第 第 第 5	節 保節節節節	存化ヤンジオ 備	一一と保寺文見旨	松理管に財変地 用	原 ! 理応保更に に	をのじ獲等関関	形基な法のわず	成本地に取るる	すが成とみる基	る針叉づ基去本	自・分く集合的	然 ・ 現 ・ な	· · · · · · · 考	歴・・ 変・・ え	史 ・・ 更・・ 方	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	社・・の・・	会・・考・・	的・・え・・	要・・方・・	素・・・・・	· · · · ·	0		て・・・・・			1 1 2 2 2 2	6 9 1 2 5 7
	第 章 第 第 第 第 第 第 章	節 保節節節節 整節	存作的思想	三 と呆寺文見旨 ・地 で 名質化 状定 ニュ	松	原 埋 庭保更に に財	をのじ獲等関産	形 基た法のわ すと	成本地に取るるし	すが成基数諸・基で	る針叉づ基去本の	自・分く集合的整	然 ・ ・ ・ は ・ は は は に は に に に に に に に に に に に に に	· · · · · · 考·	歴 ・・ 変・・ え活	史 ・・ 更・・ 方	• 等 • • •	社・・の・・	会・・考・・・	的・・え・・	要・・方・・・	素・・・・・・・・	· · · · ·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	て · · · · ·			1 1 2 2 2 2	6 9 1 2 5 7
第 5	第 章 第 第 第 第 第 第 第 1	節 保節節節節 整節節	存作的方式	三 と 呆 寺 文 見 旨 ・ 地 観 で 一	松 理管に財変地 用の者	原 ! 理応保更に に財へ	をのじ獲等関関産の	形 基た法のわ すと魅	成 本地ご取る るし力	す 方域基及諸 基ての	る 針 区 づ 基 去 本 の 発	自 · 分、生 产 的 整 信	然・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· · · · · · 考 · ·	歴・・・変・・ え活・	皮 ・・ 更・・ 方用・	• 等 • • •	社・・の・・・・・	会・・考・・・・・	的・・え・・	要・・方・・・	素・・・・・・・・	· · · · · ·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	て · · · · ·			1 1 2 2 2 2	6 9 1 2 5 7
第 5	第 章 第 第 第 第 第 第 第 第 第 1 2 3 4 5 1 2	節 保節節節節 整節節 運	存作的文艺技术,一位	三 と呆寺文見旨 ・地観・	松 理管に財変地 用の者 制	原 埋	を のじ獲等関 関産の 備	形 基た法のわ すと魅 に	成 本地に取る るし力 関	す 方域基及渚 基ての す	る 針 ダ ざ 基 去 本 の 発 る	自・分く集合的整信基	然・・・渇・・・な備・・本	· · · 犬 · · 考 · · 的	歴・・・変・・ え活・	皮 ・・ 更・・ 方用・	• 等 • • •	社・・の・・・・・	会・・考・・・・・	的・・え・・	要・・方・・・	素・・・・・・・・	· · · · · ·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	て · · · · ·			1 1 2 2 2 2 2 2	6 9 1 2 5 7

添付図面:規制地区図

第1章 保存管理計画改定の目的と経緯

第1節 保存管理計画改定の目的

本計画においては、名勝三保松原の価値を次世代に継承していくとともに、その魅力を発信する上での適切な整備活用を図るために、普遍的本質的価値を明らかにし、保存管理の方針及び具体的な現状変更等の取扱基準を定めることを目的とする。また、指定時やこれまでの保存管理計画には富士山の眺望に対する明確な記述が少ないため、その部分を補い、風致景観及び文化的価値を守り伝えていくための指針とする。

第2節 保存管理計画改定の経緯

名勝三保松原を適切に保存管理するために、昭和52年に名勝三保松原保存管理計画を策定し、同時に大正11年指定当時の区域のうち、松原を形成していない駒越地区や折戸・三保地区の松原から離れた内陸部の指定を一部解除した。

平成元年には社会情勢の変化や地権者の声に対応し、開発と保護のバランスを重視した保存管理計画の改定を実施した。

平成元年の第1回の改定後、平成13年には管理のための計画の官報告示などを経て、適切な保存管理が図られている。公有地の管理状況は概ね良好であり、指定区域の7割を占める私有地についても悪質意図的な松の伐採は見受けられず、官民の協働体制が機能していると言える。従って、今回の改定では指定区域や規制内容については、現行通りとする。

今回の改定の主旨は、大正11年の指定当時、現在の名勝指定基準の3 (花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所)、指定基準の8(砂嘴)が 指定の要素であったが、その後松原からの富士山の展望が三保松原の重要 な構成要素のひとつと認識されたことから、本質的価値として位置付ける こととした。

第3節 保存管理計画改定に係る沿革

大正11年 3月 8日 史蹟名勝天然紀念物保存法第1条に基づく

指定 告示第49号

大正11年11月 7日 静岡市が管理団体に指定

昭和26年 3月 6日 日本平県立自然公園に指定

昭和52年 4月 1日 保存管理計画策定・一部指定解除

昭和55年 4月 1日 文化庁告示第4号により、権限委任

平成 元年 4月15日 保存管理計画改定・保存管理計画書解説施行

平成 2年 3月29日 追加指定及び一部指定解除告示第31号

平成 4年10月29日 保存管理計画書解説の一部改定

平成13年 4月 3日 管理のための計画 告示第9号

平成19年 3月27日 日本平・三保の松原県立自然公園に名称

変更

平成23年 3月 名勝三保松原保存管理計画改定

第2章 名勝三保松原の概要

第1節 三保松原の名勝指定とその基準

名勝三保松原の文化財としての指定内容は、以下のとおりである。

- 種別
 名勝
- 2 名称三保松原
- 3 所在地 静岡県静岡市清水区折戸、三保
- 4 指定年月日及び告示番号大正11年3月8日 内務省告示第49号
- 5 指定基準名勝の3(花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所)8(砂丘、砂嘴、海浜、島嶼)
- 6 説明

駿河湾口に在り外洋に面する砂嘴としては特に著名なり。駒越より北東に突出すること延長約一里半。就中勝景の殊に賞すべきは三保村以北の約145町北に突出する地域にして幅は南に広く北に尖れり。青松一帯に茂生し、北に富士山の天空に聳ゆるを望む。

第2節 名勝指定地域(指定当時の名称で記載)

名勝指定当時の地域の地番は以下のとおりである。

静岡県安倍郡三保村大字三保字池、出来輪田、廣道、掛脇、榎 窪、大山、宮方、羽衣脇、八木ノ全部

静岡県安倍郡三保村大字折戸字内原上、前内原、東濱砂、濱砂、 奥内原、東濱砂上ノ全部

静岡県安倍郡不二見村大字駒越字東濱砂、中濱砂、西濱砂、新 山ノ全部 <指定地域の変遷>

文部省告示第44号(官報第15066号 昭和52年4月1日) 文化財保護法第71条第1項の規定により、名勝三保松原について、次の表に掲げる地域の指定を解除する。

昭和52年4月1日 文部大臣 海部俊樹 静岡県清水市折戸字浜砂、内原上、前内原、奥内原の一部 静岡県清水市三保字八木、大山、榎窪、掛脇、出来輪田、池の 一部

静岡県清水市駒越字東浜砂、西浜砂、新山のすべての地番 静岡県清水市折戸字浜砂及び駒越字東浜砂、西浜砂、新山の国 有無番地のうち折戸字浜砂847番ノ4の北東地先から駒越字 新山

2822番ノ1の南東地先までの地域右の地域内に介在する道路敷及び水路敷を含む。

文部省告示第31号(官報第333号 平成2年3月29日) 文化財保護法第69条第1項及び第71条第1項の規定により、 名勝三保松原について、地域を追加して指定し、及び一部地域の指 定を解除して次に掲げるとおりとする。

平成2年3月29日 文部大臣 保利耕輔

静岡市清水区三保字広道、宮方、羽衣脇の全部、池、出来輪田、掛脇、 榎窪、大山、八木の一部

静岡市清水区折戸字東浜砂、東浜砂上の全部、内原上、前内原、浜砂、 奥内原の一部

平成2年以降、指定地域の変更はない。

第3節 指定地の現況と問題点

三保松原は、天女伝説で名高い羽衣の松を中心に観光地として、謡曲「羽衣」に代表される文化芸術の舞台として、松原越しに美しい富士山を眺望できる景勝地として、緑の中でウォーキングを楽しめる県立自然公園として、あるいは防潮林や保安林としてなど実に様々な機能を果たしているが、以下のような問題を抱えている。

1 指定地が抱える問題点

- (1) 名勝指定時の三保松原では、枯葉・枯枝が貴重な燃料として、雑草は畑地の肥料として活用されていたため、松原の土壌は富栄養化せず、マツには好適な砂地として維持されていた。戦後、燃料資源が石油に移行する中で、住民とマツとの共生関係が絶えて、松原内には松葉が蓄積し、さらには雑草が繁茂して富栄養化が進み、マツの樹勢を妨げる要因となっている。また、マツノザイセンチュウやシロアリによる病虫害のため、毎年数百本が伐採されている。
 - (2) 台風などの自然災害により、マツの枝が折れて生活道路や自転 車道道、遊歩道を塞いだり、民家の屋根を破損したりする被害 が発生している。
 - (3) 海岸部では、安倍川に土砂の流入を防ぐための砂防ダムが整備 されたことや、河口付近の河床礫の採取により運ばれる土砂が 減少したため、海岸侵食が進み砂浜が減少している。

2 近年の現状変更の特徴

- (1) 現状変更は、公共性の高い事業が多く、静岡県・静岡市・中部 電力・NTT西日本からの申請である。
- (2) 民間では、一般住宅の建設が年に数件申請される。

名勝三保松原への観賞者が減少している傾向も指摘されているが、今後は、第二東名高速道路・中部横断自動車道の整備予定や、富士山静岡空港の開港、周辺の道路整備など交通網を中心とした社会資本の整備が進み、観賞者の増加が期待されている。また名勝三保松原保全育成連絡協議会などで松原の保全、維持、改善を協議してきており、観賞者のための環境整備が図られている。

このような現況のもと、現在、指定地内において、静岡県及び静岡市を中心に以下のような事業が計画及び実施中であり、それに関連する現状変更の申請がある。

3 関係機関の計画

- (1) 都市計画道路羽衣海岸線の整備(静岡市道路整備第3課) 都市計画道路羽衣海岸線のうち、国道150号清水バイパスから駒越・折戸地区の海岸線に沿って、都市計画道路塚間羽衣線 (三保羽衣土地区画整理内)へ接続する区間の整備を進めてい く。
- (2) 真崎周辺地区の整備(静岡市観光・シティプロモーション課) 三保半島先端部分に位置する真崎地区において、観光拠点とな る整備を予定している。
- (3) (仮称) 三保真崎緑地公園の整備(静岡県静岡土木事務所) 清水灯台から真崎方面にかけての海岸線に市民の憩いの場とし ての緑地公園を整備するものである。
- (4) 社会資本整備総合交付金都市再生整備計画事業三保半島地区 (静岡市関係課) すでに平成16年度から三保羽衣・折戸地区において実施され ている事業で、土地区画整理事業を中心に進められている。
- 4 指定地におけるその他の活動

三保松原においては、地元自治会、小中高校をはじめ、企業、NPO、ボランティア団体等が、清掃活動や植樹を実施している。

第3章 名勝三保松原の本質的価値について

本章では、名勝三保松原の本質的価値から、「本質的価値を構成する要素」と「本質的価値を構成する要素と関連する要素」を抽出した上で、さらに自然的要素、歴史的社会的要素として分類し、以下のとおり整理した。

第1節 本質的価値について

名勝三保松原の名勝指定時の基準は、名勝指定基準の3、緑樹などが 叢生する場所、名勝指定基準8、砂嘴ということになるが、最も人口に 膾炙しているものは、富士山をはじめとした眺めの素晴らしさである。

つまり、名勝三保松原の本質的価値とは、海岸線一帯のクロマツの林、 特徴ある砂嘴と砂浜、雄大な富士山の眺望を併せた優美な風致景観である。 また、そうした風致景観を讃えた詩歌や絵画が多く遺されていることも 文化的価値として特筆できる。

第2節 本質的価値を構成する要素

- 1 自然的要素
- (1) 植物

クロマツの群生地

松原の中心部には羽衣伝説で世に知られている羽衣の松がある。 御穂神社と羽衣の松を結ぶ約500mの参道脇には樹齢200年 から300年程度の松並木が形成されており、通称「神の道」と して親しまれている。

(2) 地形·地質·砂浜

波によって運ばれた土砂石が、入り江の一方の端から、土手のように堆積してできた砂嘴である。この砂嘴が天然の良港、清水港を形成した。半島の周囲には、砂浜も適度に形成され、富士山のビューポイントとなっている。

(3) 風致景観

海岸線一帯にクロマツが連なり、羽衣の松付近の砂浜から東北に は富士山のほぼ全容を視界におさめることができる。

松原、砂浜、海の彼方に富士山が聳える風致景観は、他に類例を 見ない極めて日本的な原風景である。鎌ヶ崎、清水灯台付近、真 崎周辺からはそれぞれ趣の異なる富士山を眺望できる。

2 歴史的社会的要素(有形)

(1) 羽衣の松

羽衣伝説の中で天女が羽衣をかけたマツとして伝承されている。 旧羽衣の松は、樹齢600年以上と言われているが、一般的なマツの寿命は、200~300年であるため、何世代目かのマツと考えるのが妥当である。平成22年10月にはすぐ脇の樹勢の良いマツに世代交代した。今後も羽衣の松については、次世代を養成し絶えることがないように保全に努めていく。

(2) 御穂神社・羽車神社

創建は9世紀に遡ると伝わる古社であり、朝廷をはじめとして源氏・今川氏・武田氏・豊臣氏・徳川氏等の武将から篤く崇敬され、地元の人々からも「三保の明神さん」として大切にされてきた。

毎年2月14日から15日の未明にかけて筒粥祭りが催される。 羽衣の松付近の波打ち際に神座を設けて神迎えの神事が厳粛に 執り行われたのち、大釜に炊いた粥の竹筒に入った量で翌年の 作況を占う祭りである。

本殿は江戸中期の建立であり、静岡市の指定有形文化財(建築物)である。

敷地内にはクスノキ・サクラなどの保存樹林がある。

羽衣の松は隣接する羽車神社のご神木であり、羽車神社は御穂神社の末社である。

2 歴史的社会的要素 (無形)

(1) 羽衣伝説

室町時代の能楽者世阿弥により描かれた謡曲「羽衣」は、「風早乃三保の浦曲を漕ぐ舟乃」で始まる。この「羽衣」を通じて、三保松原は、多くの人に知られるようになった。

昭和初期には、三保の羽衣伝説が尋常小学国語読本に掲載され、 我が国に数ある羽衣伝説の中でも最も有名なものとなっている。

(2) 文学(和歌)

多くの歌人、著名人等が三保の松原を歌枕に作品を残している。 「夕日影入海すずし沖つ風松にこたふる三保の浦波」

読人不知

「蘆原の清見の崎の三保の浦のゆたけき見つつものもひもなし」 田口益人

「きよみ潟ふじの煙や消えぬらん月影みがく三保の浦波」 後鳥羽院

「清見潟磯山もとは暮そめて入日のこれる三保の松原」 藤原家降

「いつまての見るめもあかし浦波に釣するあまの羽衣の松」 山科言継

「あし垣のとざしもよしやさのままに清見が関は三保の松原」 武田信玄

「諸人のたち帰りつつみるとてや関に向へる三保の松原」 豊臣秀吉

「松原の色あくまでも清して海に愁ひの留る夕ぐれ」 与謝野晶子

「つばらかにおもひい出ねど遠き日のこと思わしむまつのにおひは」 吉井勇

(3) 美術

複数の芸術家が三保の松原からの富士山の絵画を描いている。

 「富士三保清見寺図」
 伝雪舟

 「富士山図」
 狩野探幽

 「富士三保松原図」
 狩野山雪

 「富士三保松原図屏風」
 円山応挙

 「松原富士」「朝陽富士」「三保の富士」
 和田英作

 「清水の富士」
 五姓田義松

「三保富士図屛風」 下村観山 「三保の浜」(写真) 岡田紅陽

第3節 本質的価値を構成する要素と関連する要素

- 1 自然的要素
- (1) 名勝日本平とのつながり

日本平・三保の松原県立自然公園に指定され、一体的に保護されている地域である。日本平からは、富士山、清見潟、三保松原の砂嘴が一望のもとに見渡すことができる。

(2) 清見潟(興津清見寺付近)からの風致景観 三保松原の対岸である清見潟からみる三保松原は、海上に浮か ぶ一文字の島のような風致景観であり大変美しい。

(3) 植物

ハマヒルガオ、ハマゴウ、ハマエンドウ、ハマユウなどが浜地に群生している。

(4) 深海生物

ミズウオ、オキアミをはじめとする深海生物が冬期に海岸に打ち上げられる。

2 歴史的社会的要素(有形)

(1) 新日本三景の碑・名勝の碑

大正4年(1915年)には、新日本三景に選定され、そのの記念碑が建立されている。東郷平八郎の揮毫である。 鎌ヶ崎・御穂神社・清水灯台付近(現在は三保文化ランド内)には、名勝の位置を示す石碑がある。

(2) エレーヌ・ジュグラリスの碑

謡曲「羽衣」に魅せられ、能狂言をフランスで広めたエレーヌ・ ジュグラリスを讃えた記念碑が羽衣の松付近に建てられている。 10月の「羽衣まつり」に併せて、記念祭が開催されている。

(3) 眺望を楽しむための施設

松原内の一部には遊歩道や四阿があり、観光客、地元住民が眺望や森林浴を楽しみながら散歩をすることができる。

(4) 観光的側面からの諸整備

駐車場、案内板、ベンチ、観光トイレ等が整備されている。

2 歴史的社会的要素 (無形)

(1) 薪能

10月には、「羽衣まつり」が催され、羽衣の松付近に仮舞台を設置し「薪能」が行われる。漆黒の海と羽衣の松を鏡板に演じられる能狂言は見る者を幻想の世界に誘う。

(2) 羽衣の舞

御穂神社に古くから伝わる巫女舞を地元の有志が、昭和54年 (1979年)に復元した。神社の祭典で奉納するとともに「羽 衣まつり」や各種イベントなどでも披露される。

(3) 地引網

羽衣の松付近の海岸では、目の前に広がる砂浜から駿河湾に向かって網を設置し、地引網を楽しむことができる。

2 歴史的社会的要素(その他)

(1) 観光的施設等

観賞者のためのホテル・レストラン・ショップ等がある。

(2) 東海大学社会教育センター

三保半島先端部には、東海大学海洋科学博物館・自然史博物館・ 研修施設・スポーツ施設等がある。

(3) 海洋活動センター

市営の海洋活動センターがあり、市内外の小中学生がカヌーや ヨット等のマリンスポーツを体験できる。

(4) 海水浴場

夏季には、三保内浜海水浴場・三保真崎海水浴場が開設され、 富士山を見ながら海水浴を楽しむことができる。

(5) 清水灯台(通称:三保灯台)

明治45年(1912年)に設置された日本最初の鉄筋コンクリート造灯台である。

(6) 宮道遺跡

古墳時代から古代にかけての遺跡である。奈良~平安時代の住居跡が確認されており、土師器、須恵器、和同開珎や丸鞆(ベルトの飾り具)、釣針、おもりなどが出土している。

『駿河国正税帳』に煮ガツオや塩を朝廷に納めたとの記録が残っており、宮道遺跡は漁業を営む集落であった可能性が高い。

3 その他の要素

(1) 飛行場

真崎付近の国有浜地には、日本飛行連盟が管理運営し、静岡県 と赤十字飛行隊の訓練飛行場として位置付けられている飛行場 がある。

(2) 清水エスパルス

地元プロサッカーチーム、清水エスパルスの本社、練習場がある。

第4節 三保松原を形成する自然・歴史・社会的要素について

1 自然的要素

地形学・地質学的に見ると、三保半島は駿河湾から清水港を包み込むように張り出した砂嘴であり、半島を形成する砂礫層は、安倍川下流部の砂礫組成と同じであることから、長年にわたり安倍川の土砂が波や潮流によって運ばれて堆積してきたものと考えられる。これが、名勝指定基準8の砂嘴である。砂嘴には適度に砂浜が形成され、半島先端部の内海側と外海側の一部は海水浴場として利用されている。

ところが、昭和50年(1975年)以降、静岡市の大浜海岸(三保半島等の西側)で海岸侵食が激しくなり、それが急激に東側に進み、久能海岸、駒越海岸、そして三保半島に及んできた。海岸侵食の原因は、安倍川上流の山地崩壊を防ぐための砂防ダムが整備されたことや、河口付近の河床礫の採取により運ばれる土砂が減少したためと考えられる。

静岡県では、海岸侵食の進行を止めるべく、消波ブロックや侵食の激しい箇所への砂の搬入など養浜工事を継続して行い、三保半島の海岸を守る事業を進めている。

名勝の指定基準3、緑樹の叢生地としての緑樹とは、言うまでもなくクロマツである。クロマツの植生については、単独林であることが望ましく、その環境も肥沃な土地でない方がよいと言われている。

古くから海辺の住民は、潮害や飛砂から住居や田畑を守るためにクロマツを植林してきた。三保半島もその例外でなく、近世までは、半島全体を覆うようにクロマツが繁茂していた。現在では、三保松原の名勝指定地周辺はすでに市街地化が進み、松林はほぼ海岸線一帯に限られている。

昭和30年代までは落ちた松葉を燃料として使用しており、マツの根元は常に良好な状態が保たれていたが、昭和40年以降、生活様式の変化から人々が松葉を必要としなくなるとそれが根元にたまり、腐葉土となって栄養価が高まり、マツ以外の植物が自生するようになった。

昭和50年代以降は、マツノザイセンチュウによる松枯れ被害が激しくなっており、静岡市及び静岡県では被害木の伐倒を早急に行い、他のマツへ被害の広がりを防ぐ対策や、薬剤の散布などを計画的に実施している。シロアリについても薬剤による駆除や防除を行っている。

被害への対応ばかりでなく、下草刈りや松葉の清掃、松枯れ予防剤の樹 幹への注入業務などで松原の保全を図っている。

マツ以外の植生としては、海岸の砂浜にハマユウ・ハマヒルガオ・ハマ ゴウなどが群生している。 指定区域及び周辺の農地では、トマト・ナス・エダマメなどが栽培されている。特に三保半島で栽培されるナスは、通常のものより丸味を帯びていて、美味であり、折戸ナスとして知られている。

周辺海域では、シラス、サクラエビ漁などが行われ、海岸からは地引網 や釣りでクロダイ・タチウオ・イナダなど多種多様な魚類が捕獲される。

また、冬期にはミズウオ、オキアミをはじめとする深海生物が海岸に打ち上げられることがある。

2 歴史的社会的要素

三保松原の歴史は古く、すでに万葉集に三保松原を歌枕にした作品が遺されている。それ以来、後鳥羽院、吉田兼好、足利義教、武田信玄、豊臣秀吉、与謝野晶子、吉井勇などの和歌が伝わる。

また、連歌師の宗長、里村紹巴、俳人正岡子規、小説家夏目漱石、 太宰治、三島由紀夫などが三保での記録を小説やエッセイに残している。

絵画においては、伝能阿弥「三保松原図」をはじめとして、狩野探幽、 狩野山雪、司馬江漢、五姓田義松、和田英作など名立たる画家が三保松 原と富士山をモチーフとした作品を遺している。江戸時代には歌川広重 などの名所絵にも盛んに描かれ、人々の憧れを駆り立てた。明治時代か ら昭和時代に活躍した洋画家、和田英作は晩年の7年間を三保に移り住 み、富士山を描き続けたことで知られている。

文学や絵画作品の多くは、三保松原の中心である鎌ヶ崎付近の海岸から見た景色や風景を描いている。現在も多くの観賞者は、この地点からの風致景観を楽しんでいる。

御穂神社は駿河国の式内社(延喜式内社)22社のうちの一つであり、古くからの景勝地であることも相俟って朝廷や源氏、今川氏、徳川氏等の武将からも篤く崇敬されてきた。羽衣の松から御穂神社へつながる500mほどの参道脇は松並木となっており、通称「神の道」と呼ばれ、三保松原の代表的風致景観のひとつになっている。

大正4年(1915年)には、実業之日本社主催の新日本三景に三保松原が選定され、小学校教科書に掲載された唱歌に歌われ、羽衣伝説と併せて知名度が向上し、大正11年(1922年)に国の名勝に指定される。このように、三保は有史以来、松原、砂浜、富士山の織り成す風致景観で、多くの人々を魅了してきた。

三保では、旅人や高名な人物の足跡ばかりでなく、民衆の暮らしの痕跡もある。

三保第一小学校付近にある宮道遺跡からは、奈良~平安時代の住居跡が確認されており、和同開珎や丸鞆 (ベルトの飾り具)、釣針などが出土している。また、『駿河国正税帳』に煮ガツオや塩を朝廷に納めたとの記録が残っている。

農業では江戸時代には、ナス、ウリ、サツマイモなどが生産され、海辺では、製塩業が営まれていた。漁業では、釣りによる捕獲の他に、江戸時代の後半にはノリの養殖がはじまり、近代にはカキやシンジュの養殖も盛んに行われ、民衆の生活を支えてきた。

多くの人々に愛されてきた三保松原であるが過去には何度か自然災害に襲われてきた。とりわけ、宝永4年(1707年)、嘉永7年(安政元年・1854年)の地震では、地形が大きく変化した。

明治期になると、清水港の開発が進み、近代化の波が押し寄せてきた。 さらに、第二次世界大戦の戦時下には、大量のマツが伐採され松林は、 かなり減少した。それでも、地元では伐採した後に小松を植えるなどし て、松林を守る努力を惜しまず続けたことが、今日に松林が遺されてい る所以となっている。

また、昭和26年(1951年)には、日本平周辺及び三保地域を含む1,991haが静岡県自然公園条例に基づく「日本平県立自然公園」(平成19年に「日本平・三保の松原県立自然公園」に名称変更)に指定されており、三保松原周辺地域において、文化財保護法なども含めた、いくつもの法規制によって一定の保護保全の体制が確立されている。

静岡市文化財課では、平成20年(2008年)に、行政機関の業務の周知や連絡調整、相互の連携、民間団体や個人の要望の整理などを担い、三保松原の保全育成を目的とした官民合同の協議会を組織した。

近年、三保半島に立地した重工業系工場の撤退や業務縮小等で往年の 活気が失われつつある中、都市部に隣接する三保松原には、観光や環境 の分野に活路を見出し、従来持っている魅力の向上に努めることが求め られている。

魅力の向上の一環として、毎年10月には、「羽衣まつり」が開催され、「三保羽衣薪能」の上演を柱に、舞姫エレーヌ・ジュグラリスの顕彰、「羽衣の舞」が披露され、三保松原の歴史や文化を再認識する絶好の機会となっている。このように歴史的社会的な環境をまとめてみると、改めて三保松原の本質的価値は、富士山と切っても切り離せないものであることが理解される。太古の昔からあるものを未来にもあるものとするために、今できることを地道に堅実に行うことが大切である。

第4章 保存と管理

第1節 保存管理の基本方針

名勝三保松原を良好な形で将来に遺し伝えるための保存管理の方針を明らかにし、国民の財産としての名勝三保松原の普遍的本質的価値を的確に伝えると共に、観賞者がその価値を豊かに実感するために、以下のとおり基本方針を定める。

第一にクロマツ林の適切な保全・管理・育成である。まずは松葉かき、 除伐、異種樹木の除去、下草刈り、草取り、植樹等の充実が必要である。 また、マツノザイセンチュウによる被害の除去と伝染の防止等が重要で ある。

名勝の管理団体である静岡市を中心として、公有地の管理は当然その所有者が行う。加えて、企業の社会貢献活動や地元住民のボランティア活動等の貢献が望まれる。

第二は、海岸の保全・管理・養浜である。

第三は、景観を楽しむための眺望ポイントの確保である。

第四は、名勝に相応しい良好な環境整備である。

1 松原の保全・管理・育成

- (1) 下草刈り、草取り、松葉除去、除伐、間伐、異種樹木の除 去などを実施し、マツの保全育成に努め、森林環境を整備 する。
- (2) 巡視員の監視により、病害虫被害木の早期発見・早期処理 に努め、その伝染を防止する。
- (3) 害虫被害予防のための薬剤の注入や樹勢が衰えたマツに対する活性剤の注入などを実施するとともに、必要な箇所には植樹を行うなど美しい松林の維持を図る。
- (4) 松林は保安林・防潮林として指定されていることから、そ の所有者は責任を持ってマツの保全に努める。

2 海岸の保全・管理・養浜

- (1) 海岸管理者は、海岸保護のために消波ブロックを設置し、サンドリサイクル工法等で海岸保全に努める。
- (2) 防潮堤や消波ブロック等が風致景観に与える影響が大きいことから、風致景観に配慮した構造となるよう工夫する。
- (3) 海浜に自生する植物 (ハマユウ・ハマヒルガオ・ハマゴウ) などの保護・育成を図る。
- 3 富士山の眺望ポイントの確保については、以下の特性を活かした保 全・活用を図る。
 - (1) 羽衣の松付近の海岸は、三保松原における白砂青松と富士 山が同時に視界に入る最も人気の高いビューポイントであ る。
 - (2) 羽衣の松から数百メートル北側の鎌ヶ崎から松原越しに見る富士山は、画家が好んで描いた風致景観である。
 - (3) 清水灯台付近からの富士山の眺望は、力強く雄大であり、 観る者を勇気づける力がある。
 - (4) 真崎からの清水港と富士山は、自然と建築物の色彩などの 人工物が調和し、いきいきとした姿に感じられる。

4 名勝に相応しい良好な環境整備

- (1) 展望地点、公園、遊歩道、自転車道、駐車場などの整備・ 維持管理を通じて、観賞者の心に残る名勝となるような環 境を整備する。
- (2) 松林内の環境維持のため、ごみ等の不法投棄の禁止を呼び 掛け、巡視活動を実施する。
- (3) 民間活力による、宿泊施設・観光物産施設などの充実を図り、観光地としての魅力を高めていく。

第2節 特質に応じた地域区分

名勝指定範囲は、次の5つに区分される。ここでは、区域地名を示し、各地区の基本方針を第3節に、規制や取扱基準は第4節に明記する。 また、指定地の周辺地域については配慮すべき点についてまとめる。

1 特別規制A地区

防潮堤外側の国有浜地であり、真崎灯台の内海側の第2種規制地区 との境界は、隣接する特別規制B地区と第2種規制地区との境界(松 林が途切れる所)の延長線上とする。

静岡市清水区三保字池地先国有浜地・字出来輪田地先国有浜地・

字広道地先国有浜地・字掛リ脇地先国有浜地・

字榎窪地先国有浜地・字大山地先国有浜地・

字羽衣脇地先国有浜地,字八木地先国有浜地

静岡市清水区折戸三丁目地先国有浜地・同五丁目地先国有浜地

2 特別規制B地区

特別規制A地区との境界は防潮堤外側とし、その他の規制地区との境界は、羽衣参道は道路外側、それ以外は平成22年4月1日現在において松原を形成している地区。真崎先端の境界は真崎灯台と国土交通省財産及び民地側の境界を結んだ線とする。

静岡市清水区三保字池の一部・字池地先国有浜地

字出来輪田の一部 字出来輪田地先国有浜地・字広道の一部 字広道地先国有浜地・字掛リ脇の一部 字榎窪の一部・字大山の一部 字羽衣脇の一部・字八木の一部

静岡市清水区折戸五丁目の一部

3 第1種規制地区

真崎付近の第2種規制地区及び第3種規制地区との境界は、都市計画道路の中心線とし、字広道の第2種規制地区との境界、字羽衣脇の三保第一小学校を中心とする第2種規制地区との境界及び大字折戸地区における第2種規制地区との境界は、隣接する道路の中心を境界とする。羽衣参道西側の第2種規制地区との境界は、羽衣参道中心より25mの位置とする。

静岡市清水区三保字池の一部・出来輪田の一部・字広道の一部 字榎窪の一部・字大山の一部 字羽衣脇の一部・字八木の一部 字宮方の一部

静岡市清水区折戸三丁目の一部・折戸五丁目の一部

4 第2種規制地区

真崎付近第3種規制地区との境界は、市道本村海岸58号の中心の延長を境界とする。その他の地区との境界は前項1・2・3を参照。静岡市清水区三保字池の一部・字池地先国有浜地

字広道の一部・字掛リ脇の一部 字榎窪の一部・字大山の一部 字宮方の一部・字羽衣脇の一部 字八木の一部

静岡市清水区折戸三丁目の一部・折戸五丁目の一部

5 第3種規制地区

三保半島内海側で各地区との境界は、前項2・3・4を参照。 静岡市清水区三保字池の一部・字池地先国有浜地 字北方の一部・字北方地先国有浜地

第3節 文化財保護法に基づく現状変更等の考え方

<地区ごとの考え方>

1 特別規制A地区

この区域は、指定基準8の砂嘴に付いた砂浜であり、かつ砂浜からの富士山の眺望は、三保松原の本質的価値を構成する主たる要素であることから、大切に保全していくことが求められる。

現状では、海岸侵食が進んでいることから、消波ブロックやサンド リサイクル工法等で保全を図っているが、やむを得ない処置と考える。 将来的には、消波ブロックは撤去ないし海面下に設置するなどの風 致景観に配慮した対応が必要である。

2 特別規制B地区

この区域は、指定基準3のクロマツの林であり、三保松原の本質的 価値を構成する主たる要素であることから、大切に保全していくこと が求められる。 現状では、マツノザイセンチュウやシロアリによる病害木は早期に 除伐し、感染を防ぐよう努めているが、やむを得ない処置と考える。

また、風雨等により民家や道路に影響を与える危険松については、 枝下ろし等を実施する。

将来的には、官地において適切な間伐を進め、マツの生育環境、森 林環境を整備することが必要である。

3 第1種規制地区

この区域は、特別規制B地区に隣接しており、風致景観を維持すべき区域であるが、すでに松原とは言い難く、また、ほとんどが民有地であることから地域経済社会の振興と発展に配慮することが必要である。

なお、学校や社会教育施設、神社もこの区域にあるが、それらの再整備の必要性が生じた場合には、風致景観に配慮するものとする。

4 第2種規制地区

この区域は、特別規制B地区に一部隣接しており風致景観を維持すべき区域であるが、そのほとんどが民有地であり、学校、住居や農地などの住民生活の場であることに配慮が必要である。

5 第3種規制地区

この区域は、三保半島内海側の海水浴場南側にあたり、主たる松原 景観から離れている区域であるが、清水港内における貴重な砂浜が残っているため、無秩序な開発は避ける必要がある。

6 指定地の周辺地域について

1~5の指定地域区分の周辺地域(県道三保駒越線より外海側)については、市街地化が進んでいる。

そうした中で、地元からは富士山の眺望を阻害している県道三保駒 越線の電柱電線の地中化を要望する声が多く、それが実現すれば、指 定地内に向かい、期待感や高揚感を感じさせる有効なエントランスに なると思われる。

また、海上から見る富士山・砂浜・松林の風致景観も雄大で素晴らしく、清水港の遊覧船・水上バスなどからの眺望は、名勝を別の角度から観賞する上でのプラス要因となる。

さらに、名勝日本平や対岸の興津清見寺付近からの松原の眺望は、 清水港の港湾施設が視界に入るものの、かつての風景を彷彿とさせる 骨格を遺しており、その風情を十分に感じることができる。

三保松原の本質的価値を維持するためには、指定地以外の周辺地域においても風致景観に配慮していくことが望ましい。

<共通の考え方>

1 文化庁長官の許可が必要な場合

文化財保護法第125条第1項は、名勝指定地において、その保存 に影響を及ぼす行為をしようとする時(以下、現状変更という)は、 文化庁長官の許可を受けなければならないと規定している。

2 市に許可権限が移譲される場合

同法第184条及び静岡県事務処理の特例に関する条例第2条第2項に基づき、文化財保護法施行令第5条第4項第1号のイからヌの現状変更が、市の許可権限に移譲されている。

3 許可を要しない場合

同法125条第1項に、現状変更の許可を受けることを要しない場合として、維持の措置、又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合、との規定があり、具体的には以下のとおりである。

(1)維持の措置

- ① 名勝がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該名勝をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。
 - (例) 虫害被害木・枯損木の除去等 学術研究のための土石、植物等の採取
- ② 名勝がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急の措置をするとき。
 - (例) 虫害被害木・枯損木の除去等 土砂流失・崩落防止上の応急的な土嚢等の設置

- ③ 名勝の一部がき損し、又は衰亡し、且つ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。
 - (例) 虫害被害木・枯損木の除去等 部分的土砂崩落土の除去
 - (2) 非常災害のために必要な応急措置

現に災害が発生している場合、災害の発生が明らかに予測される 急迫の事態の場合、及び二次災害の発生を防止する場合に行う措 置。(例) 虫害被害木・枯損木の除去等

> 落下等の恐れのある岩塊の除却 危険木の剪定・伐採・除伐

(3)影響の軽微な場合

日常的な維持管理的行為を含む。

(例) 森林管理のための間伐・枝はらい・下刈り 病虫防除のための防除剤の樹幹注入などの措置 公的機関等による注意板・表示板の応急の設置

現状変更等の申請における許可権者については、それぞれの事案に 応じて静岡市文化財課、静岡県教育委員会、文化庁が連絡調整等を行 い、判断することとする。

第4節 現状変更等の取扱基準

名勝三保松原における、これまでの現状変更の経過を勘案すると、第2節で示したように、名勝指定地内を5つに区分し、それぞれの地区に合致した現状変更等の取扱基準を定めることが妥当である。

従って、名勝としての普遍的本質的価値を保持するために、既存並びに 将来の諸計画との整合を図りつつ、それぞれの取扱基準を設定する。

1 特別規制A地区

防潮堤外側の国有浜地の海浜地区で、松原の風致景観保護のため、現 状変更は原則として認めない。ただし、次に該当する場合はこの限りで はない。

- (1) 人命の安全を確保するためのもの。
- (2) 海岸保全上必要なもので、風致景観等に著しい影響を与えないもの。
- (3) 既存の飛行場の滑走路の整備。

2 特別規制B地区

松原としての優れた風致景観を保ち価値の極めて高い地区であり、将来に渡って松原を保護し、風致景観の維持を図るとともに、その回復にも努めるものとする。従って、風致景観の維持及びその回復を目的とする事業以外の現状変更は原則として認めない。ただし、次に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 人命の安全を確保するためのもの。
- (2) 福祉上欠くことのできない公共施設で、他の地域では設置の意義を失うもの。
- (3) 既存の構築物の改築で建築面積及び高さを上回らず、風致景観に配慮したもの。
- (4)都市公園としての機能を有する施設(トイレ、水飲み場、ベンチ、 遊歩道等)の設置。
- (5) 災害復旧等の公共事業。
- (6) 既存飛行場について業務遂行に必要な管制施設、格納庫の整備。

3 第1種規制地区

特別規制地区に次ぐ、優れた三保松原の風致景観を形成しており、風 致景観の維持を図っていく地区であるが、地域経済社会の振興と発展に 配慮する必要がある。従って、次のような行為は認めない。

- (1) 高さ17メートル以上の構築物の新築、増改築。ただし、学校施設、体育施設等の照明及び旗柱に類するものについては、その高さが地盤面から25メートルを超えないものを除く。
- (2) 第1項の規制を超える既存の構築物で、既存の高さを上回る増改 築。
- (3) 松の生立木の枝打ち及び伐採。ただし、やむを得ない場合については管理団体と協議する。
- (4)環境を損なう恐れがあると認められる塵芥、汚泥、産業廃棄物等 の投棄叉は埋立。
- (5) 風致景観を損なう恐れがあると認められる形状及び彩色の構築物の設置。

4 第2種規制地区

三保松原の風致景観を形成しており、風致景観の維持に努めなければならない地区であるが、住民の生活の場であることを配慮する必要がある。従って、原則として次のような行為は認めない。

- (1) 高さ21メートル以上の構築物の新築、増改築。ただし、学校施設、体育施設等の照明及び旗柱に類するものについては、その高さが地盤面から25メートルを超えないものを除く。
- (2) 松の生立木の枝打ち及び伐採。ただし、やむを得ない場合については管理団体と協議する。
- (3)環境を損なう恐れがあると認められる塵芥、汚泥、産業廃棄物等の投棄叉は埋立。
- (4) 風致景観を損なう恐れがあると認められる形状及び彩色の構築物の設置。

5 第3種規制地区

三保半島の内海側で主たる松原の風致景観から離れている地区であるが、三保半島先端部の風致景観維持の上で重要な地区であり、無秩序な開発は避けなければならない。従って、次のような行為は認めない。

- (1) 松の生立木の枝打ち及び伐採。ただし、やむを得ない場合については管理団体と協議する。
- (2)環境を損なう恐れがあると認められる塵芥、汚泥、産業廃棄物等 の投棄叉は埋立。
- (3) 風致景観を損なう恐れがあると認められる形状及び色彩の構築物の設置。

第5節 指定地に関わる諸法令

指定地内は、文化財保護法以外にも他の法令による規制を受け、保護の措置が講じられている。

例えば、森林法、海岸法、静岡県立自然公園条例、静岡市風致地区条例、静岡市景観条例、建築基準法、都市計画法などがあり、いずれも三保松原の保存管理の方法やその周辺環境保護の方法と調和するものである。

第5章 整備・活用に関する基本的な考え方

本保存管理計画を確実に実施するために、その整備・活用の方針について整理する。

第1節 地域の財産としての整備・活用

1 行政機関の取り組み

これまでにも、名勝指定地内において、文化財保護法及び文化財保護法施行令に基づき、様々な現状変更等が行われてきており、その都度、関係機関と協議し、適切な保存管理に努めてきた。

今後は上記法令に加え、本保存管理計画に基づき、これまでの基本的な考え方を継続し、かつ名勝の文化的資産としての価値と魅力を未来に向けて継承・発展させる視点からの整備と活用が円滑に進むように取り組んでいく。

具体的には、松原からの富士山や駿河湾の眺望が再認識されてきているが、その価値を理解するためには、名勝地内に人々が集い憩える公園や遊歩道、駐車場等の整備を進める必要がある。また、砂嘴の松原は対岸や海上から眺める対象でもあり、松原の総量を維持する必要がある。

一方、三保松原から富士山を眺望できる日数は限られていて、概ね年間4割程度であり、写真やポスターでイメージするような富士山に出会うことのできる日数はさらに少ない。そうした点を踏まえ、雨天の際にも名勝の価値を体験できる施設の整備が求められている。例えば、観賞者が名勝の価値を十分に理解するための映像による案内解説や自然や歴史、文学、絵画等を紹介する資料の展示施設が必要であろう。

さらに、本保存管理計画において明らかとなった三保松原の持つ本質的価値について、地域住民にその魅力を広く情報発信し、貴重な財産として認識してもらう必要がある。

2 地域住民の取り組み

地域住民は維持管理活動などを通じて、この地に愛着を感じ、誇りに思うことが何より重要である。地元自治会を中心として、各種団体を有効に活用し、松原保全のために主体的積極的な活動を推進していく。地元の学校や生涯学習施設などでは松原や富士山を学習する機会を設け、清掃などの奉仕活動の実践を通じて、地域の財産としての認識を深めていくことが求められる。

第2節 観賞者への魅力の発信

人々は歴史、文学、芸術、自然など、さまざまな動機で三保松原を 訪れるが、その要素が再来訪に有効に活かされているとは言い難い。

観賞者が三保松原の風致景観に感動し、この地が生んだ文学、芸術上の作品に興味関心を持ち、何度も訪ねてみたいという気持ちにさせるしかけが求められている。

幸いなことに、三保松原は特別名勝・史跡富士山の優れた眺望地という魅力に加えて、近郊には名勝日本平、史跡久能山があり、久能山東照宮は、本殿・石の間・拝殿が国宝に指定されるなど貴重な文化財が良好に保存されている地域にある。

名勝三保松原を、そうした様々な文化財と共に保全、活用を図り、 多くの観賞者の心の中に新鮮な感動や喜びを与える名勝として、後世 に継承したいと願う気持ちを育むことが重要であり、本保存管理計画 書の真の意義は、まさにそのことに帰結する。

第6章 運営・体制整備に関する基本的な考え方

保存管理計画の結びに当たり、本計画を確実に実施するために、その 運営・運用の方法や体制整備に関して整理する。

第1節 関係機関の協働

名勝としての価値や魅力を継承していくためには、文化財としての保護管理と利活用を主眼とする本保存管理計画のみならず、都市計画法や景観計画、県立自然公園条例、環境保全、観光戦略など様々な分野が関連してくる。また、静岡市景観条例における重点地区にすべき地域であるとの意見もある。

行政機関のほかに、地域の自治会や保存会、NPO等の諸団体、地権者、観光業者等との関連もある。そのような関係者とともに、より一層の連携を深め、協働していくことが必要である。

現在、名勝三保松原の保全育成を積極的に推進するため、官民合同の協議会を組織し定期的に協議しているが、今後も継続して実施していく。会議名称は、「名勝三保松原保全育成連絡協議会」であり、協議会メンバーは下記のとおりである。(事務局は静岡市文化財課が担い、当保存管理計画策定委員の参加を得る。)

なお、個々の課名等については組織の機構改正などにより名称変更 が考えられるが、その業務を引き継いだ課等が対応するものとする。

静岡県

中部農林事務所治山課・森林整備課:県有林の維持管理・松の病 虫害対策

静岡土木事務所維持管理課:国有浜地の維持管理

静岡土木事務所工事整備第2課:国有浜地の養浜工事・公園整備

静岡市

農林総務課:市有林の維持管理・松の病虫害防除・枯損木処理 観光・シティプロモーション課:観光的整備・羽衣の松の管理

民 間 学識経験者、地元市議会議員、自治会、名勝保存会、 老人会、まちづくり推進委員会、ふるさと振興委員会、 NPO団体

オブザーバーとして、

静岡県

教育委員会文化財保護課:指導機関

静岡市

都市計画事務所:公園整備及び維持管理

市街地整備課:清水三保羽衣土地区画整理事業

道路整備第3課:道路建設及び維持管理

清流の都創造課:県立自然公園

三保生涯学習交流館:地元の意見調整

第2節 問題解決への取組

三保松原をめぐっては本質的価値を構成する要素に加えて、本質的価値を構成する要素に関連する要素も多様なため、課題も多い。

三保松原保全育成連絡協議会のメンバーでは協議できない事案が生 じた際には、その都度必要な機関・組織・個人に対して、協力を依頼 し問題解決に向けて取り組んでいく。

今後とも、本保存管理計画に示した規制等及び関係諸法令を遵守し、 関係機関と連携しながら適切な保存管理への取り組みを継続していく こととする。

書 名 名勝三保松原保存管理計画

編集·発行 静岡市生活文化局

文化スポーツ部 文化財課

静岡県静岡市葵区追手町5番1号

発行年月日 平成23年3月31日